

8 延長給付，給付制限

出題年
平 22, 23, 25, 26, 27

23 肢

1 延長給付の整理

	①個別延長給付	②広域延長給付	③全国延長給付	④訓練延長給付
内 容	再就職が特に困難と認められる一定の者に対して給付を延長〔暫定措置〕	広域職業紹介活動の対象となる受給資格者に対して給付を延長	全国的に失業の状況が著しく悪化した場合に給付を延長	公共職業訓練等を受講する場合に給付を延長
延長限度	60 日 (一部の者は 30 日)	90 日	90 日	待期中・・・90 日 受講中・・・2 年 終了後・・・30 日
受給期間の延長	延長された日数分受給期間も延長される			
支給の優先順位	①個別延長給付 > ②広域延長給付 > ③全国延長給付 > ④訓練延長給付			

Point ① 広域延長給付及び全国延長給付は、厚生労働大臣の指定する期間内に限り行われる。したがって、その指定期間の末日が到来したときは、延長日数分に達する前であっても、その日限りで当該延長給付は打ち切られる。

(1) 個別延長給付に関する暫定措置

- ① 個別延長給付は、受給資格に係る離職の日（「基準日」）等が平成 21 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間である受給資格者（**特定理由離職者**（期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職した者に限る）である者及び**特定受給資格者**に限る）であって、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するものについて支給される。
 - (イ) 次のいずれかに該当する者であって、公共職業安定所長が一定基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの
 - (a) 基準日において **45 歳未満**である者
 - (b) **雇用機会が不足**していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者
 - (ロ) 公共職業安定所長が一定基準に照らして**再就職のための支援**を計画的に行う必要があると認めた者
- ② 個別延長給付の日数は、「**60 日**（算定基礎期間が **20 年以上**であり、かつ、所定給付日数が **270 日又は 330 日**である受給資格者にあつては、**30 日**）」が限度となる。

(2) 広域延長給付

広域延長給付は、広域職業紹介活動に係る地域において、基本手当の初回受給者（離職後最初に基本手当の支給を受けた受給資格者）に係る所定の率が全国平均の **100 分の 200 以上**となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる場合に行われる。

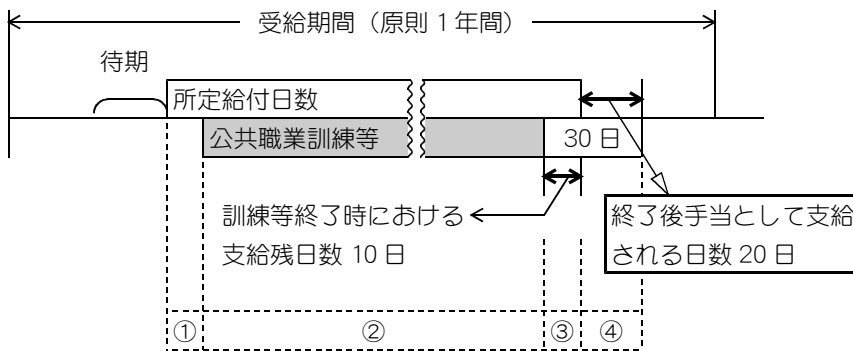
(3) 全国延長給付

全国延長給付は、連続する **4 月間内**の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率（基本手当の受給率）が、それぞれ **100 分の 4** を超え、かつ、基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率（初回受給率）が低下傾向になく、その状態が継続すると認められる場合に行われる。

(4) 訓練延長給付

- ① 訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等は、期間が **2 年以内**のものに限られる。
- ② 訓練延長給付のうち「終了後手当」は、公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると公共職業安定所長が認めたものに対して、所定給付日数を超えて支給される。支給を受けるためには、公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から受けることができる基本手当の支給残日数が 30 日に満たないことが必要であり、支給される日数は、「**30 日**から支給残日数を差し引いた日数」が限度となる。なお、支給残日数が 30 日以上である場合は、終了後手当は支給されない。

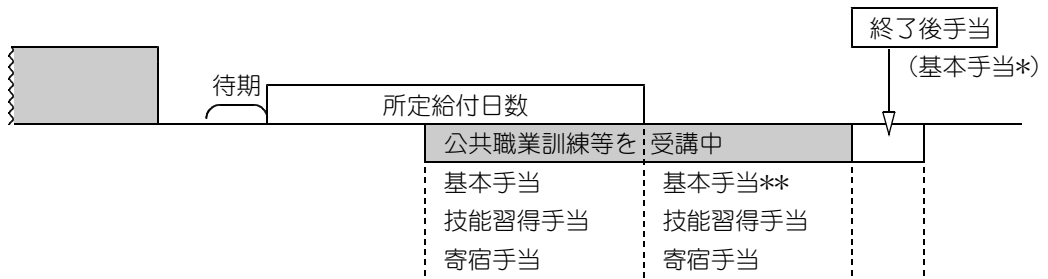
<訓練延長給付(1)>



- ① 基本手当
- ② 基本手当+技能習得手当+寄宿手当
- ③ 基本手当
- ④ 終了後手当（延長給付としての基本手当）

直前総まとめゼミ

<訓練延長給付(2)>



** : 訓練延長給付（受講中）として支給される「基本手当」

* : 訓練延長給付（終了後手当）として支給される「基本手当」

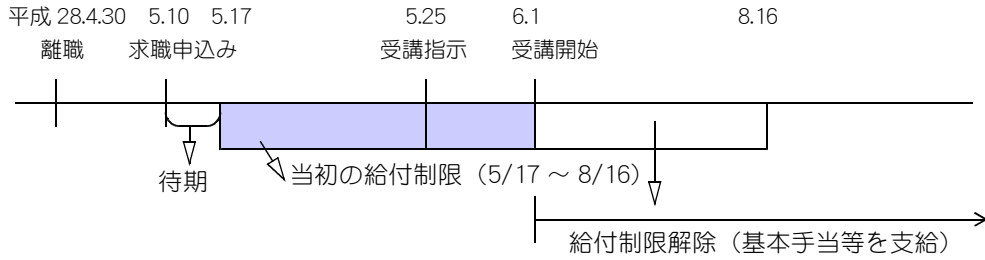
2 職業紹介拒否等の不正受給に係る給付制限

	①延長給付としての基本手当	②一般的な基本手当	③日雇労働求職者 給付金
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域延長給付 ・全国延長給付 ・個別延長給付〔暫定措置〕 ・訓練延長給付（終了後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 ・訓練延長給付（待期中） ・訓練延長給付（受講中） 	
職業紹介拒否	以後支給しない	1カ月間支給しない	7日間支給しない
訓練受講拒否			/
職業指導拒否		1カ月を超えない範囲内で、 公共職業安定所長の定める 期間支給しない	
不正受給	以後支給しない		その月及び翌月から 3カ月間支給しない

3 離職理由に基づく給付制限

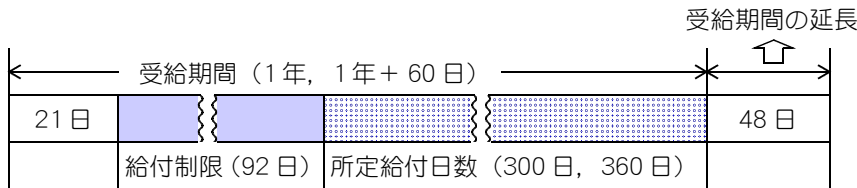
(1) 離職理由に基づく給付制限

被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、**待期間の満了後 1 カ月以上 3 カ月以内の間**で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、給付制限が解除され、基本手当が支給される。この場合、その支給要件に該当すれば、技能習得手当、寄宿手当も支給されることになる。



(2) 離職理由に基づく給付制限に係る受給期間の延長

「給付制限期間 + 21 日 + 所定給付日数」が 1 年（所定給付日数 360 日の場合は 1 年 + 60 日）を超えるときは、当初の受給期間にその超える日数を加えた期間が、当該受給資格者の受給期間となる。



Point ① 給付制限期間（1 カ月以上 3 カ月以内）の起算日は、「待期間の満了後」である（求職の申込みをした日の後等ではない）。

4 不正受給に係る給付制限

失業等給付	「不正受給した」給付	⇒	「以後支給しない」給付
① 基本手当	求職者給付又は就職促進給付	⇒	基本手当
② 日雇労働求職者給付金	求職者給付又は就職促進給付	⇒	日雇労働求職者給付金
③ 就職促進給付	求職者給付又は就職促進給付	⇒	就職促進給付
④ 教育訓練給付	教育訓練給付金	⇒	教育訓練給付金
⑤ 高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金	⇒	高年齢雇用継続基本給付金
	高年齢再就職給付金又は当該給付金に係る受給資格に基づく求職者給付及び就職促進給付	⇒	高年齢再就職給付金
⑥ 育児休業給付	育児休業給付金	⇒	育児休業給付金
⑦ 介護休業給付	介護休業給付金	⇒	介護休業給付金

Point ① いずれの場合も、やむを得ない理由があるとして宥恕（ゆうじよ寛大な心で許すこと）がなされた場合には、その給付の全部又は一部を支給することができる。